

盛岡市新事業創出支援センターの概要

1 センターの役割等

(1) 開設の目的

盛岡南新都市産業等用地の立地環境を最大限に活用し、特色のある新事業等を創出しようとする事業者を支援し、盛岡地域の産業発展を図るため、平成 20 年 5 月 1 日に当地区内に盛岡市新事業創出支援センター（貸工場 6 棟、センターハウス 1 棟）を開設したものの。

(2) 貸工場入居者の支援体制

県工業技術センターや岩手大学、いわて産業振興センター等と連携しながらコーディネート機能の強化を図り、新製品、新技術の市場への参入を支援する。また、産学官連携活動や支援業務を円滑に進めるため、大学等の研究成果と企業のニーズのマッチングや企業間連携による共同開発等を推進する。

2 施設の概要

(1) 施設名：盛岡市新事業創出支援センター

(2) 設置者：盛岡市

(3) 所在地：盛岡市北飯岡一丁目 8 番 20 号

（盛岡駅、東北自動車道盛岡 IC、盛岡南 IC から車で 10 分）

(4) 敷地面積 6,000.32 m²

(5) 構造等 建築物の構造：軽量鉄骨造平屋建 延べ床面積：1,576.68 m²

(6) 施設内容

ア センターハウス	215.30 m ²	1 棟
イ 貸工場（A型）	324.61 m ²	2 棟(2 企業分)
ウ 貸工場（B型）	165.62 m ²	3 棟(3 企業分)
エ 貸工場（C型）	215.30 m ²	1 棟(2 企業分)

3 管理運営方法等

(1) 貸工場の入居条件等

新技術、新製品の開発に取り組む者で、かつ、市内に工場等の展開を図ろうとする者の内、次に掲げる事業を営む者。

- ・ 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、環境計量証明業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、非破壊検査業、デザイン・機械設計業、エンジニアリング業、その他研究開発を行う事業で市長が貸工場に入居することが適当と認めたもの。

(2) 入居審査について

指定管理者において入居審査委員会を設置し、指定管理者が決定する。

※令和4年7月現在、7事業者が入居中。（空き工場棟なし）

(3) 入居期間 貸工場は原則5年以内で、最長12年まで入居可能。

(4) 使用料

区分		使用料（月額）
A型	1号棟	260,000円
	2号棟	260,000円
B型	1号棟	132,500円
	2号棟	132,500円
	3号棟	132,500円
C型	1号棟	86,000円
	2号棟	86,000円

※センターハウスの会議室使用料は無料。

(5) 現行の運営体制

ア センター長(非常勤) 1名

イ 事務員(常勤) 1名

ウ インキュベーションマネージャー(非常勤) 1名

4 本施設退去後の立地誘導

本施設を退去した企業は、引き続きバックアップするとともに、道明地区新産業等用地をはじめとする工場適地への立地を誘導し、研究開発力、製造業の活性化を促し、人材と技術の集積を推進する支援を行う。